



「2019年度産業サイバーセキュリティセンター  
中核人材育成プログラムの講習等実施業務  
(ビジネス・マネジメント分野)」

に係る事前確認公募

公 募 要 領

2019年7月26日

独立行政法人情報処理推進機構

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

独立行政法人情報処理推進機構（以下「IPA」という。）では、現在、IPAで実施している「2019年度産業サイバーセキュリティセンター中核人材育成プログラムの講習等実施業務（ビジネス・マネジメント分野）」に関する契約について、下記の内容で事前確認公募を実施いたします。

事前確認公募の結果、応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、現在予定している者との契約手続に移行します。

なお、参加意思確認書等を受理した際は、契約予定者と当該応募者との間の競争手続に移行します。応募者は、参加意思確認書等を提出した場合、辞退することはできません。

## 記

### 1. 契約の概要

#### (1) 名称

「2019 年度産業サイバーセキュリティセンター中核人材育成プログラムの講習等実施業務（ビジネス・マネジメント分野）」

#### (2) 契約期間

契約締結日より 2020 年 2 月 19 日（水）

#### (3) 概要

現在、IPA で実施している「2019 年度産業サイバーセキュリティセンター中核人材育成プログラムの講習等実施業務（ビジネス・マネジメント分野）」を適切に実施すること目的とする。

具体的な業務の内容については、別紙「仕様書」参照のこと。

### 2. 応募要件

(1) 応募者は、法人格を有していること。

(2) 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

(3) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。

(4) 令和 1・2・3 年度（平成 31・32・33 年度）（全省庁統一資格）において「役務の提供等」で、「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされ、関東・甲信越地域の資格を有する者であること。

(5) 各省各庁及び政府関係法人等から取引停止又は指名停止等を受けていない者（理事長が特に認める場合を含む。）であること。

(6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。

(7) 暴力団排除に関する誓約事項（別記）について、誓約する者であること。

(8) 守秘性に関する要件

本業務の履行に関して、秘匿性の高い情報を適切に管理できること。

(9) 本業務を遂行する上で、仕様書に定める条件等を満たす者であること。

### 3. 手続き等

#### (1) 担当部署

応募（提出）先及び問合せ先

独立行政法人情報処理推進機構

産業サイバーセキュリティセンター 事業部 人材育成グループ 担当：佐藤、川北

電話番号：03-5978-7554

E-mail：coe-kobo-j@ipa.go.jp

住所：〒113-6591 文京区本駒込 2-28-8 文京グリーンコートセンターオフィス 17 階

※ 応募に関する問合せの受付は、E-mail のみとします。

※ 受付時間 10:00～17:00（12:30～13:30 は除く）月～金曜日（祝・休日を除く）

(2) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

「1. 契約の概要」及び別紙「契約内容」に記載の業務の提供が可能であり、かつ「2. 応募要件」に記載の要件を満たし、業務への参加を希望する場合、参加意思確認書等（下記提出書類一式）を提出していただくこととなります。

なお、要件を満たしていない参加意思確認書等は受領できませんので、提出前に電話、E-mail又は直接訪問にて上記(1)担当部署に要件を満たしていることの確認を必ず行ってください。

期限：2019年8月5日（月）12時00分

場所：「3. 手続き等」(1)に同じ

方法：持参、郵送（書留郵便に限る。）

【提出書類】

- ① 参加意思確認書（様式1）
- ② 「1. 契約の概要」及び別紙「仕様書」に記載の業務の提供が可能であり、かつ「2. 応募要件」に記載の要件を満たすことが可能であることを証する書面（様式自由）
- ③ 令和1・2・3年度（平成31・32・33年度）競争参加資格（全省庁統一資格）において「役務の提供等」で、「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされ、関東・甲信越地域の資格を有する者であること。
- ④ 委任状（必要な場合）
- ⑤ 会社概要（様式2）

4. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 競争手続きに移行した場合、その旨後日通知する。
- (3) 参加意思確認書を提出した者は、提出した書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (4) 契約結果等、契約に係る情報については、当機構のウェブサイトにて公表（注）するものとする。
- (5) 契約条項については、（参考）契約書（案）を参照のこと。なお、契約条項については契約締結時に調整する場合がある。

(注) 独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成22年12月7日閣議決定）

に基づく契約に係る情報の公表について

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のウェブサイトで公表することとします。所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ① 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること
  - ② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- ※ 予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
- ② 当機構との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨  
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当方に提供していただく情報

- ① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）

(5) 実施時期

平成23年7月1日以降の一般競争入札・企画競争・公募公告に係る契約及び平成23年7月1日以降に契約を締結した随意契約について適用します。

なお、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、ご了承ください。

(別記)

### 暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記の「契約の相手方として不適当な者」のいずれにも該当しません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

#### 記

##### 1. 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

上記事項について、参加意思確認書の提出をもって誓約します。

令和 年 月 日

## 参加意思確認書

独立行政法人情報処理推進機構  
理事長 富田 達夫 殿

提出者 〒  
住所  
団体名  
代表者役職氏名 印  
担当者所属役職氏名  
連絡先 メールアドレス  
TEL  
FAX

「2019年度産業サイバーセキュリティセンター中核人材育成プログラムの講習等実施業務（ビジネス・マネジメント分野）」に係る事前確認公募において、応募要件を満たしており、参加を希望しますので参加意思確認書を提出します。

### 記

#### 1 会社概要

※会社概要について記載すること(パンフレット等で代用できる場合は、パンフレットを添付すること)  
サイズ:A4 縦、記載しきれない場合は、別紙添付でも可。

#### 2 応募要件

※応募要件を満たしている状況等について記載すること  
サイズ:A4縦、記載しきれない場合は、別紙添付でも可。

## 会社概要 (1/2)

会社名					
代表者氏名		URL			
本社住所	〒				
設立年月	西暦	年	月	主取引銀行	
資本金	百万円		資本系列		
従業員数	人		加盟協会		
会社の沿革：					
.....					
.....					
.....					
主要役員 (非常勤は役職の 前に○印を記す)	氏名	年令	役職名	担当部門	学歴・略歴
		才			
		才			
		才			
		才			
		才			
主要株主	株主名		持株数	構成比 (%)	貴社との関係
				%	
				%	
				%	
				%	
				%	
関連企業			主要外注先又は仕入先		

会社概要 (2/2)

会社概要に関する担当者連絡先	所在地 〒			
	所属・氏名	TEL :		
		FAX :		
		E-mail :		
業績	期	前々期 (確定) / ~ /	前 期 (確定) / ~ /	今 期 (見込み) / ~ /
	項目			
	売上高	百万円	百万円	百万円
	営業利益	百万円	百万円	百万円
	経常利益	百万円	百万円	百万円
	資本勘定	百万円	百万円	百万円
	当期末処分利益	百万円	百万円	百万円
	借入残高 (社債、割手含む)	百万円	百万円	百万円
定期預金残高	百万円	百万円	百万円	
主要取引先とその売上高	主要取引先		直近決算時点における売上高	
			百万円	
借入金、社債等の元本返済・利払いの遅延の有無		有・無	税金支払い遅滞の有無	
			有・無	

## 仕様書

## 1. 件名

「2019年度産業サイバーセキュリティセンター中核人材育成プログラムの講習等実施業務（ビジネス・マネジメント分野）」

## 2. 背景・目的とビジネス・マネジメント分野の説明

## 2.1. 背景・目的

近年、企業や個人の情報を狙ったサイバー攻撃にとどまらず、プラントやインフラの停止を狙い、制御システムまで含めた社会システム全体を標的とするサイバー攻撃のリスクが高まっている。このため、国家として安全・安心な社会を築くために、特に、重要インフラや経済・社会の基盤を支える事業者と国が連携し対策に取り組む必要がある。

プラントやインフラがサイバー攻撃を受けた場合には、それがどのような攻撃であるか把握し、迅速に対処することが重要であるとともに、事業継続性の観点から、サイバー攻撃に備えた準備、復旧計画等について、実践的かつ効果的に学ぶ必要がある。

独立行政法人情報処理推進機構（以下「IPA」という。）では、2017年に「産業サイバーセキュリティセンター」を設立し、サイバーセキュリティの最新の技術・ノウハウを学ぶ座学とともに、実践的な模擬攻撃を通じた対策立案までを行い、効果的な防御戦略を構築できる人材を育成するとともに、他業界のサイバーセキュリティ責任者や専門家、国内外での人脈を形成することにより、総合的なサイバーセキュリティ戦略立案を担う中核人材の育成を推進する人材育成プログラム（以下「中核人材育成プログラム」という。）を実施している。

中核人材育成プログラムは、以下のコースから構成される。

- ・ 7月初旬～9月末の3ヶ月間でITセキュリティ基礎（情報システム基礎・情報システムセキュリティ基礎）とOTセキュリティ基礎（制御システム基礎・制御システムセキュリティ基礎・安全制御基礎）を学習するプライマリーコース
- ・ 10月初旬～翌年1月末の4ヶ月間で制御システムセキュリティ・ITセキュリティ・BCP等を演習を通じて網羅的に習得するベーシックコース
- ・ 2月初旬～4月末の3ヶ月間でベーシックコースよりも更に実践的な演習を実施し、更なる知見の向上を目指すアドバンスコース
- ・ 5月初旬～6月末の2ヶ月間で、受講生が10ヶ月間に習得した知識や経験を活かし、個人もしくはグループでテーマを企画立案して実施する卒業プロジェクト

本件は2019年度の中核人材育成プログラムの一環として、セキュリティ投資計画の立案やセキュリティインシデントに対する組織的対応などの分野（以下「ビジネス・マネジメント分野」という。）に関する知識を習得させる講習等業務（以下「本業務」という。）を実施する。

## 2.2. ビジネス・マネジメント分野とは

ビジネス・マネジメント分野は、受講生が企業内でセキュリティインシデントが発生した際にセキュリティ業務に携わる者として熟知すべき手続きや指揮を執る際に必要となる能力、企業のセキュリティ業務に携わりセキュリティ戦略やセキュリティ投資計画を立案して企業経営層に提案する際に必要となる能力

を取得する分野である。

### 3. 事業概要

#### 3.1. 実施概要

本業務は、中核人材育成プログラムの座学講習及び演習で実施するビジネス・マネジメント分野の講習等の設計、設計した講習等の実施、及びその報告資料の作成である。座学講習は全体講習形式で実施、演習は座学講習で実施した講習内容を定着させるために実施する。

#### 3.2. 実施場所

東京都文京区本駒込 2-28-8 文京グリーンコートセンターオフィス 8 階 大会議室

#### 3.3. 受講対象者

社会インフラ及び産業基盤に関連する企業・機関に所属する人材であり、年齢層が 20 代から 50 代までで構成される 70 名程度とする。

なお、受講生は以下の条件を満たしているものとする。

- ・ 情報処理技術者試験（IT パスポート試験）の合格程度の水準
- ・ 情報システム又は制御システムに関わる 1 年以上の実務経験

#### 3.4. 実施期間及び講習等時間

座学講習は 2019 年 12 月中旬の 3 日間と 2020 年 1 月上旬の 2 日間の合計 5 日間、演習は 2020 年 1 月下旬～2 月上旬頃の合計 3 日間とした総計 8 日での実施を予定する。詳細な実施日程については、後日 IPA から連絡するものとする。

また、1 日は、9：30～17：00 までの昼休み休憩(12:45～13:45)と授業間の休憩時間（各 15 分）を除いた 6.0 時間（1 コマ：90 分×4 コマ）とする。なお、講習等の構成や進み具合により、昼休み休憩や授業間の休憩時間について変更が生じる可能性がある場合には、IPA と協議すること。

### 4. 全体スケジュール

以下スケジュールでの進行を予定する。

イベント		期限／実施日
実施計画		契約締結後 10 日以内
座学講習	設計業務 ・カリキュラム、シラバス、 時間割の作成	2019 年 11 月 8 日（金）
	・教材の準備	2019 年 11 月 25 日（月）
	講習等の実施	2019 年 12 月中旬（3 日間） 2020 年 1 月上旬（2 日間）の合計 5 日間
演習	設計業務 ・シラバス、時間割の作成	2019 年 12 月 23 日（月）
	・演習シナリオの作成、 機材の準備	2020 年 1 月 10 日（金）
	講習の実施	2020 年 1 月下旬頃の合計 3 日間
報告書作成・提出期限		2020 年 2 月 19 日（水）

注1 各日付は IPA による確認完了までを含んだ最終期限とする（IPA の確認作業の結果、指摘事項の

修正が発生することが考えられるため、余裕を持ったスケジュールとすること)

## 5. 実施体制

### 5.1. 法人としての要件

- (1) 4.に記載した全体スケジュールを実行できる体制を構築すること。
- (2) 講習等全体を統括する業務推進責任者（正、副）2名を用意すること。なお、本責任者はIPAとの連絡窓口も兼ねること。
- (3) 講習等を滞りなく実施できる講師体制を構築すること。
- (4) 予定していた講師が何らかの理由により講習等を実施できなくなった場合に対応可能な(3)の要件を満たす人員の補助体制がとられていること。
- (5) 経営者の目線が必要となる経営層の課題を解決する業務を複数年継続して行った実績があること。
- (6) 情報セキュリティ技術者・管理者への人材育成を目的とするインシデントの組織的対応演習のコンテンツ企画・作成・実施の実績があること。また、経営層向けに対してもインシデント対応に関する演習を実施した実績があること。
- (7) 「セキュリティインシデント発生時の組織的対応」について、モデルとする企業設定を具体的（経営理念・経営方針、ファイナンス情報、企業を取り巻く環境の情報 等）に提示した上で実施するロールプレイング形式の演習のコンテンツを有しており、公的機関に対して実施した実績があること。また、その手法を本業務の実施にも反映できること。なお、本実績における演習のコンテンツには組織内での対応だけでなく、外部対応（状況の外部発信及びその資料作成、関係省庁への報告、関連法規への対応）及び業務停止の判断（業務停止に伴う影響把握と代替手段、経営層への報告資料作成、プレゼンテーション 等）も含むものであり、時間経過とともに変化するインシデント対応の状況を体験できるものであること。
- (8) 「セキュリティ投資計画の立案」についてグループディスカッションを取り入れた演習のコンテンツを有しており、公的機関に対して実施した実績があること。なお、本実績における演習のコンテンツには経営層への提案（エグゼクティブサマリ等の経営層に対する報告資料作成、プレゼンテーション）スキルを身に付けるもの及び経営指標への影響（投資効果、投資計画への影響、財務諸表への影響 等）も含んだものであること。
- (9) 本件にあたって、作成・変更・修正される教材等に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合、受注者は当該著作物の使用に必要な費用負担や使用許諾契約に係る一切の手続きを行うこと。この場合は事前に当機構に報告し、承認を得ること。
- (10) 本件にあたって、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争が生じた場合には、当該紛争の原因が専ら当機構の責めに帰す場合を除き、受注者の責任、負担において一切を処理すること。この場合、当機構は係る紛争の事実を知ったときは、受注者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受注者にゆだねる等の協力措置を講ずる。なお、受注者の著作又は一般に公開されている著作について、引用する場合は出典を明示するとともに、受注者の責任において著作者等の承認を得るものとし、当機構に提出する際は、その旨併せて報告するものとする。

### 5.2. 講師としての要件

- (1) 講習等を実施する講師は以下の条件を満たすこと。なお、この条件は複数人で満たしても良い。
  - ① 「セキュリティインシデント発生時の組織的対応」に関して自社及び関連会社の社員を除いた50名以上の者を同時に対象とした演習を含む教育を行った実績がある者、または、自社及び関連会社を除くプロジェクト等において、業務支援に参加して活動した実績がある者であること。
  - ② 「セキュリティ投資計画の立案」に関して自社及び関連会社の社員を除いた50名以上の者を同時に対象とした演習を含む教育を行った実績がある者、または、自社及び関連会社を除くプロジェクト等において、業務支援に参加して活動した実績がある者であること。

- ③ 経営層に対する報告資料作成及びプレゼンテーション方法について、学術論文誌や業界誌等への掲載または著書があること。

## 6. 講習等の実施内容

### 6.1. 実施計画の作成

請負者は、契約締結後 10 日以内に本業務全体の実施計画を作成し、IPA に提出する。実施計画書には、以下の項目が含まれること。

- ・ 実施目的
- ・ 達成目標
- ・ 契約から納入物納品までの作業項目とスケジュールの案
- ・ 予定する講習等の概要  
(予定する講習等の名称・実施形式・教材名称、予定講師名、講習補助者などを含む講習等の対応人数等)
- ・ 実施体制図(案)
- ・ 業務推進責任者の氏名と緊急連絡先
- ・ 予定する講師の氏名・略歴等

### 6.2. 座学講習の設計と実施

#### 6.2.1. 到達目標

以下の状況に対処するための基礎的な知識を網羅的に理解すること。

- ・ セキュリティインシデント発生時に組織として実施すべき事項と各部門の役割
- ・ セキュリティ投資計画の立案、資料作成及び上層部への提案

#### 6.2.2. 講習等の設計

##### (1) 設計内容

座学形式にて実施する講習等を設計すること。なお、講習等においては、一般的な各状況において常用される用語の意味の解説と使用例、基本的な構成等を必ず織り込むこと。

また、本講習の主題は 6.2.1 の理解であるため、講習等に含める内容や各内容の講習に要する時間、講習の実施形式について、より良い方法がある場合には提案すること。

##### <セキュリティインシデント発生時の組織的対応>

企業などの組織体の基本構成からセキュリティインシデントが発生した際の組織体やそれら組織体を構成する各部門がどのような事務的・法的手続きに基づいて作業を行うのか、また、各状況により誰が陣頭に立ち指揮することを担うべきなのか、といった手続きや役割に関する基本的な知識を網羅的に理解することができる講習等を設計する。具体的な項目は以下のような内容を想定する。

- ・ 標準的な企業の組織構造とインシデント発生時の役割に関する知識
- ・ セキュリティインシデントの対応で必要となる関連法規と対応方法や担当する役割に関する知識
- ・ 企業経営層への報告タイミングとその内容に関する知識

##### <セキュリティ投資計画の立案>

企業内でサイバーセキュリティ部門などが担当することになるセキュリティ戦略やセキュリティ投資計画の立案・設計に関する手法、設計した内容を組織経営者などへの提案する手法など、セキュリティ計画の立案から提案して承認を得るまでの一連の流れの中で必要となる基本的な知識を網羅的に理解することができる講習等を設計する。具体的な項目は以下のような内容を想定する。

- ・ 経営理念と経営戦略に関する知識
- ・ 経営者目線での情報収集

- ・ 投資計画立案の基礎（セキュリティ投資と予算計画の立案含む）
- ・ 資産管理（ソフトウェアライセンス管理含む）
- ・ 提案資料の作成スキル（エグゼクティブサマリー／プレゼンテーション資料の作成含む）
- ・ プレゼンテーションスキル

また、講習等で実施する内容には副題としての要素として、以下の共通キャリア・スキルフレームワークの小分類に関する事項を織り込むこと。なお、該当する事項については「情報処理技術者試験・情報処理安全確保支援士 試験要項 Ver3.0」の“知識項目例”を参照のこと。また、織り込む情報の分量についてはIPAと協議すること。

共通キャリア・スキルフレームワーク			
中分類		小分類	
17	システム戦略	1	情報システム戦略
		2	業務プロセス
		3	ソリューションビジネス
		4	システム活用促進・評価
18	システム企画	1	システム化計画
		2	要件定義
		3	調達計画・実施
19	経営戦略マネジメント	1	経営戦略手法
		2	マーケティング
		3	ビジネス戦略と目標・評価
		4	経営管理システム
20	技術戦略マネジメント	1	技術開発戦略の立案
		2	技術開発計画
22	企業活動	1	経営・組織論
		2	OR・IE
		3	会計・財務
23	法務	1	知的財産権
		2	セキュリティ関連法規
		3	労働関連・取引関連法
		4	その他の法律・ガイドライン・技術者倫理
		5	標準化関連

参考：[https://www.jitec.ipa.go.jp/1\\_13download/youkou\\_ver3\\_0.pdf](https://www.jitec.ipa.go.jp/1_13download/youkou_ver3_0.pdf)

(P. 29 ~ P. 31)

## (2) カリキュラム・シラバス・時間割の作成

カリキュラム、シラバス及び時間割の案を作成して、2019年11月1日(金)までに提出すること。また、その後IPAと調整し、2019年11月8日(金)までに内容を確定させること。

なお、各資料には以下の項目が含まれること。

### <カリキュラム>

- ・ 講習等の構成等の全体像
- ・ 講習等の特徴等

### <シラバス>

- ・ 講習等名称
- ・ 担当講師名
- ・ 講習等概要
- ・ 講習等のねらい
- ・ 講習等実施内容
- ・ 使用する教材及び機材等
- ・ その他参考文献等

#### <時間割>

- ・ 実施日程／講習等時限に対応する講習等名称

### (3) 教材の準備

- ・ 教材は請負者が準備すること。ただし、第三者が知的財産権（著作権を含む）を保有するものを利用する場合には、利用した箇所に引用表記を行うなど、第三者の著作権等を侵害しない対応を行うこと。
- ・ 教材は書式や構成などの統一基準を定めて作成すること。
- ・ 講習等に使用する教材は2019年11月25日(月)までにIPAに提出して、承認を得ること。
- ・ 講習等に使用する教材は、講習等当日までに受講生全員が使用可能な数量を準備・配布し、後日学習できるように、回収しないこと。なお、データ配布可能な教材については、配布する環境（共有サーバ等）はIPAが準備する。

### 6.2.3. 講習等の実施

6.2.2 で設計した講習等を受講生に対して実施すること。講習等の実施方法としては、主に講習等を行う講師が教壇に立ち、対面式での全体講習による実施を想定する。但し、時間の許す限りにおいては、グループディスカッション形式、質疑応答形式もしくは発表形式での講習等の実施も可とする。

また、講習等の実施に当たっては、以下の要件を考慮すること。

- ・ 講習等は学習初心者でも理解できる内容とすること。
- ・ 理解が浅い等の受講生がいる場合、(契約期間内において) 3.4 で定めた講習等実施時間とは別に時間を設けてフォローを行うこと。なお、フォローの実施方法については事前にIPAと協議して定めること。
- ・ 講習等は受講生全体に対して2名以上の体制で実施すること。構成は講師：1名、講師補助者：1名でも良い。

### 6.3. 演習の設計と実施

#### 6.3.1. 到達目標

座学講習にて学習した知識を体験・経験を通じて理解すること。

#### 6.3.2. 演習の設計

座学講習で実施した内容について、その内容を体験や経験を通じて定着させるような演習を設計する。

##### (1) 設計内容

以下の内容に準ずる演習のシナリオを設計する。なお、設計したシナリオは実施前にIPAに提出の上、了承を得ること。

##### 【演習構成】

受講生6～7名程度を1グループとするグループワーク

##### 【実施テーマと時間構成】

座学講習で実施した内容を含む以下のテーマについて実施する。なお、時間構成は記載した内容を基

本とするが、より適性の高い時間構成の提案がある場合には IPA と協議の上で変更してもよい。

- ① セキュリティインシデント発生時の組織的対応 : 演習初日
- ② セキュリティ投資計画の立案
  - i. セキュリティ投資計画書及び役員会資料の作成 : 演習 2 日目
  - ii. 役員会報告（プレゼンテーション演習） : 演習 3 日目

#### 【設計内容】

##### ① 「セキュリティインシデント発生時の組織的対応」シナリオ作成

企業でセキュリティインシデントが発生した際のセキュリティ部門及びそれら周辺を取り巻くスタッフ部門の組織的対応に関する演習を設計する。演習シナリオについては、以下の点に留意して設計すること。

なお、受講生が 6.3.1 の目標に到達するために、より効率的・効果的な演習シナリオ作成のための追加要件や講習等の実施方法、3.4 の構成を維持した上で 1 コマ中の時間配分を変更するなどの案がある場合には提案すること。

- ・ グループを構成する受講生に個別の役割を与えるロールプレイング方式の演習とすること
- ・ モデル化する企業の組織構造とその主な役割の明確にすること
- ・ 組織全体や部門に対する指示などの社内対応に関する実施事項の骨格を設計して提示すること
- ・ 状況の外部発信や関係省庁への報告など外部対応に関する実施事項の骨格を設計して提示すること
- ・ 演習の前提となるセキュリティインシデント発生に関するタイムスケジュール、及び演習中に現実の経過時間とリンクして発生するイベントのタイムスケジュールを作成すること
- ・ 1 日の演習時間内にインシデントの発生から（一次）解決までの一連の流れを体験できるシナリオとすること

##### ② 「セキュリティ投資計画の立案」シナリオ作成

企業内のセキュリティ投資計画の立案に関する演習を設計する。演習シナリオについては、以下の点に留意して設計すること。

なお、受講生が 6.3.1 の目標に到達するために、より効率的・効果的な演習シナリオ作成のための追加要件や講習等の実施方法、3.4 の構成を維持した上で 1 コマ中の時間配分を変更するなどの案がある場合には提案すること。

- ・ ①の演習の続編として、発生したセキュリティインシデントへの対策計画も含むシナリオとすること
- ・ モデルとする企業の経営理念と経営戦略を明確にすること
- ・ モデルとする企業のファイナンス情報及び昨年度までのセキュリティ予算を明確にすること
- ・ モデルとする企業の近年における周辺環境の変化を示すこと  
(サプライチェーンの変化、軽微なセキュリティ事故の頻発、海外進出の計画等)
- ・ 経営者目線で見ただけの場合に必要な背景を示唆する情報を織り交ぜること
- ・ 全グループが同じ回答にたどり着かめよう工夫すること
- ・ [エグゼクティブサマリ/セキュリティ投資計画プレゼンテーション資料の作成]、[プレゼンテーションの実施]という要素を講習等の中に必ず含めること
- ・ 作成された提案資料やプレゼンテーション結果について数値的に評価可能な評価軸を作成すること

#### (2) シラバス・時間割の作成

シラバス及び時間割の案を作成して、2019 年 12 月 16 日(金)までに提出すること。また、その後 IPA と

調整し、2019年12月23日(金)までに内容を確定させること。

なお、各資料には以下の項目が含まれること。

<シラバス>

- ・ 演習名称
- ・ 担当講師名
- ・ 演習概要
- ・ 演習のねらい
- ・ 演習実施内容
- ・ 使用する教材及び機材等
- ・ その他参考文献等

<時間割>

- ・ 実施日程／講習等時限に対応する演習名称

### (3) 演習シナリオの作成、機材の準備

実施する演習シナリオ及び演習などで使用する入力シート等の作成や機材の準備を行い、2020年1月10日(金)までにIPAに提出して了解を得ること。

なお、演習シナリオ等の資料には、以下の項目を含めること。

- ・ 演習実施の目的と目標
- ・ 演習全体のタイムスケジュール
- ・ 演習の実施方法（グループ分け、席次／レイアウト、講師分担等）
- ・ 演習実施シナリオ
- ・ 演習で使用する入力シート等
- ・ 演習の評価方法

### (4) その他

- ・ 演習シナリオは、受講生が中核人材育成プログラム修了後、実際の活動に使える内容や構成をイメージして作成すること。
- ・ 6.3.2-(3)にて入力シート等を配布する場合、その配布により受講生の考えが画一化しないよう、思考を誘導するような表記・表現は避けること。

## 6.3.3. 演習の実施

6.3.2で設計した演習を受講生に対して実施すること。

### (1) 「セキュリティインシデント発生時の組織的対応」演習

演習シナリオに基づき受講生らがセキュリティインシデント発生の際に企業内の各部門担当として実施すべき内容を検討するロールプレイング形式の演習を実施する。具体的には以下の内容を実施すること。

- ・ 演習内容の説明
- ・ 受講生への現実の時間とリンクしたイベント発生の通知
- ・ グループディスカッション中の助言、質疑応答
- ・ 「企業の経営層」役としての受講生への対応
- ・ 演習結果の講評

なお、演習のタイムスケジュール上に2回以上「企業の経営層」役として受講生に質問する時間を設けること。但し、質問する内容や回答を求めるグループ数は任意とする。また、演習終了後には受講生に対してインシデント対応の一事例を示すこと。

## (2) 「セキュリティ投資計画の立案」演習

演習シナリオに基づき受講生らがセキュリティ投資計画を立案するためにグループディスカッションを実施、プレゼンテーションを前提とした提案資料を作成した上で、最終的に社内会議を想定した提案資料のプレゼンテーションを行わせる演習とする。具体的には以下の内容を実施すること。

- ・ 演習内容の説明及び演習資料等の配布
- ・ グループディスカッションや資料作成中の指導・助言、質疑応答
- ・ プレゼンテーションのファシリテーション
- ・ 各プレゼンテーションへの講評及び評価

なお、演習中に各グループ1回はプレゼンテーションを行うよう実施すること。また、演習終了後には、受講生が演習内容を振り返る時間、演習を進行した講師による演習結果を講評する時間を設けて実施すること。講師の講評には、可能な限り「評価できる点」と「改善を推奨する点」を含めること。

## (3) 2つの演習共通

- ・ 演習を行うための講師の人員体制についてはIPAと協議すること。但し、演習の対応人数は受講生全体に対して、講習補助者も含め3名以上とすること。

## 6.4. 報告書の作成

請負者は、ビジネス・マネジメント分野の講習等終了後に「2019年度産業サイバーセキュリティセンター中核人材育成プログラムの講習等実施業務（ビジネス・マネジメント分野）実施報告書」を作成すること。同報告書は次の事項を含むこと。

- ・ 講習等の設計内容のまとめ
  - 実施計画書
  - カリキュラム
  - シラバス
  - 時間割
  - 講習等にて使用した教材
- ・ 演習で実施した講習等の評価結果
  - 受講生グループ名と所属する受講生の受講生番号
  - 「セキュリティインシデント発生時の組織的対応」及び「セキュリティ投資計画の立案」のグループ単位の実施結果と講評内容
  - 「セキュリティ投資計画の立案」のテーマにおける提案資料やプレゼンテーション結果を評価軸で採点したグループ単位の評価結果
- ・ 講習等全体を通じた気づき、次年度以降に向けた改善点や意見等

## 7. 留意事項

- (1) ビジネス・マネジメント分野の講習等は日本語で実施すること。
- (2) ビジネス・マネジメント分野の教材は日本語のコンテンツを準備すること。
- (3) 講師の旅費及び必要な機材の運搬費は請負者が負担すること。
- (4) 請負者は、講習等の教材を請負者の責任において本業務内で準備すること。
- (5) 講師が教材表示用に使用するパソコン、マイク・プロジェクター設備、インターネットアクセス回線、講習等で使用するペンや付箋はIPAで用意する。それ以外で講習等に使用する機材があれば、請負者の費用負担で行うものとする。また、講習等を行う前に必要な事前セッティングについても請負者の費用負担で行うものとする。
- (6) 教材表示用のパソコンを使用する場合、「Microsoft PowerPoint」もしくは「Adobe PDF」形式にてデー

タを作成すること。

- (7) 請負者は、本業務で使用する教材に関し、国内外の第三者が保有する知的財産権（著作権を含む）を侵害しないことを保証するものとする。また、権利侵害の紛争が生じた場合（私的交渉、仲裁を含み、法的訴訟に限らない）、請負者の費用と責任負担において、その紛争を処理解決するものとし、IPA に対し一切の負担及び損害を被らせないものとする。
- (8) 本業務内で作成する資料、ドキュメント類については、IPA 産業サイバーセキュリティセンターで定めた作成ドキュメントの共有範囲に従い表示を行うこと。作成ドキュメントの共有範囲の表示については、IPA から契約締結後開示する。
- (9) 報告書に含まれる教材は、IPA が次年度以降のカリキュラムの実施や検討などに利用する。
- (10) 定期的に IPA との進捗状況報告ミーティングを実施すること。日程は IPA と事前に協議して決定すること。
- (11) 天災など、IPA 及び請負者の責に帰さない事由により講習等が中止となった場合、その補習の実施等については協議すること。
- (12) 本仕様書に記載されていない事項や不明な点がある場合には、IPA と協議すること。

## 8. 情報セキュリティに関する事項

- (1) 請負者は、契約締結後速やかに、情報セキュリティを確保するための体制を定めたものを含み、以下に記載する事項の遵守の方法及び提出を求める情報、書類等について、IPA に提示し了承を得た上で確認書類として提出すること。また、契約期間中に、IPA の要請により、確認書類に記載した事項に係る実施状況を紙媒体又は電子媒体により報告すること。なお、報告の内容について、IPA と請負者が協議し不十分であると認めた場合、請負者は、速やかに IPA と協議し対策を講ずること。
- (2) 請負者は、貸与された紙媒体、電子媒体の取扱いには十分注意を払い、IPA に複製が可能な電子計算機等の機器を持ち込んで作業を行う必要がある場合には、事前に IPA の許可を得ること。なお、この場合であっても、IPA の許可なく複製してはならない。また、作業終了後には、持ち込んだ機器から貸与した電子媒体の情報が消去されていることを IPA が確認できる方法で証明すること。
- (3) 請負者は、貸与された紙媒体、電子媒体であっても、IPA の許可なく当構外で複製してはならない。また、作業終了後には、複製した情報等が電子計算機等から消去されていることを IPA が確認できる方法で証明すること。
- (4) 請負者は、本事業を終了又は契約解除する場合には、IPA から貸与された紙媒体、電子媒体を速やかに IPA に返却又は廃棄若しくは消去すること。その際、IPA の確認を必ず受けること。
- (5) 請負者は、契約期間中及び契約終了後においても、本事業に関して知り得た当構の業務上の内容について、他に漏らし又は他の目的に利用してはならない。
- (6) 請負者は、本事業の遂行において、情報セキュリティが侵害され又はそのおそれがある場合には、速やかに IPA に報告を行い、原因究明及びその対処方法等について IPA と協議し実施すること。
- (7) 請負者は、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準（平成30年度版）（サイバーセキュリティ戦略本部）」（以下「規程等」）を遵守すること。また、契約締結時に規程等が改正されている場合は、改正後の規程等を遵守すること。
- (8) 請負者は、本事業に従事する者を限定すること。また、請負者の資本関係・役員の情報、本事業の実施場所、本事業の全ての従事者の所属、専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）、実績及び国籍に関する情報を IPA に提示すること。なお、本事業の実施期間中に従事者を変更等する場合は、事前にこれらの情報を IPA に再提示すること。
- (9) 請負者は、本事業を実施するに当たり、約款による外部サービスやソーシャルメディアサービスを利用する場合には、それらサービスで要機密情報を扱わないことや不正アクセス対策を実施するなど規程等を遵守すること。
- (10) 請負者は、本事業を再委託する場合は、再委託されることにより生ずる脅威に対して情報セキュリティ

が十分に確保されるよう、上記(1)～(9)の措置の実施を契約等により再委託先に担保させること。また、(1)の確認書類には再委託先に係るものも含むこと。

## 9. 納入物件関連事項

### (1) 納入期限

2020年2月19日(水)

### (2) 納入場所

〒113-6591

東京都文京区本駒込2-28-8 文京グリーンコートセンターオフィス 17階

独立行政法人情報処理推進機構 産業サイバーセキュリティセンター事業部人材育成グループ

### (3) 納入物件

以下の電子データを収めた記憶媒体 (CD-R 又は DVD-R) 一式

「2019年度産業サイバーセキュリティセンター中核人材育成プログラムの講習等実施業務  
(ビジネス・マネジメント分野) 実施報告書」

なお、市販本など記憶媒体に収めることが困難な場合には、教材の写しとして現品を納入物としてもよい。また、検収用として、紙媒体1部を提出すること。

## 10. 検収条件

本仕様書の要件を満たした上で本仕様に定めるすべての業務が実施され、かつ納入物件に不足・不備がないこと。

## 契 約 書

独立行政法人情報処理推進機構（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、次の条項により「2019年度産業サイバーセキュリティセンター中核人材育成プログラムの講習等実施業務（ビジネス・マネジメント分野）」に関する請負契約を締結する。

### (契約の目的)

第1条 乙は、別紙の仕様書及び提案書に基づく業務（以下「請負業務」という。）を本契約に従って誠実に実施し、甲は乙にその対価を支払うものとする。

### (再請負の制限)

第2条 乙は、請負業務の全部を第三者に請負わせてはならない。

2 乙は、請負業務の一部を第三者（以下「再請負先」という。）に請負わせようとするときは、事前に再請負先、再請負の対価、再請負作業内容その他甲所定の事項を、書面により甲に届け出なければならない。

3 前項に基づき、乙が請負業務の一部を再請負先に請負させた場合においても、甲は、再請負先の行為を全て乙の行為とみなし、乙に対し本契約上の責任を問うことができる。

### (責任者の選任)

第3条 乙は、請負業務を実施するにあたって、責任者（乙の正規従業員に限る。）を選任して甲に届け出る。

2 責任者は、請負業務の進捗状況を常に把握するとともに、各進捗状況について甲の随時の照会に応じるとともに定期的または必要に応じてこれを甲に報告するものとする。

3 乙は、第1項により選任された責任者に変更がある場合は、直ちに甲に届け出る。

### (納入物件及び納入期限)

第4条 納入物件、納入期限及びその他納入に関する事項については、別紙仕様書のとおりとする。

### (契約金額)

第5条 甲が本契約の対価として乙に支払うべき契約金額は、税抜価格〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円に消費税及び地方消費税額〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円（税抜価格に100分の10を乗じた額（1円未満は切り捨て））を加えた金〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円とする。

また、契約期間中に税法の改正により消費税等の税率が変動した場合には、その都度、改正以降における消費税及び地方消費税額は、変動後の比率により計算することとする。

### (権利義務の譲渡)

第6条 乙は、本契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

### (実地調査)

第7条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、自ら又はその指名する第三者をして、請負業務の実施状況等について、報告又は資料を求め、若しくは事業所に臨んで実地に調査を行うことができる。

2 前項において、甲は乙に意見を述べ、補足資料の提出を求めることができる。

(検査)

- 第8条 甲は、第4条の規定により納入物件の納入を受けた日から30日以内に、当該納入物件について別紙仕様書に基づき検査を行い、同仕様書に定める基準に適合しない事実を発見したときは、当該事実の概要を書面によって直ちに乙に通知する。
- 2 前項所定の期間内に同項所定の通知が無いときは、当該期間満了日をもって当該納入物件は同項所定の検査に合格したものとみなす。
  - 3 請負業務は、当該納入物件が本条による検査に合格した日をもって完了とする。
  - 4 第1項及び第2項の規定は、第1項所定の通知書に記載された指摘事実に対し、乙が適切な修正等を行い甲に再納入する場合に準用する。

(瑕疵の補修)

- 第9条 甲は、前条第3項の規定による請負業務の完了日から1箇年以内に納入物件に瑕疵その他の不具合(以下「瑕疵等」という。)があることを発見したときは、乙に対して相当の期限を定めて、その瑕疵等を無償で補修させることができる。

(対価の支払及び遅延利息)

- 第10条 甲は、第8条第3項の規定による請負業務の完了後、乙から適法な支払請求書を受領した日の属する月の翌月末日までに契約金額を支払う。
- 2 甲が前項の期日までに対価を支払わない場合は、その遅延期間における当該未払金額に対して、財務大臣が決定する率(政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率(昭和24年12月12日大蔵省告示第991号))によって、遅延利息を支払うものとする。

(遅延損害金)

- 第11条 天災地変その他乙の責に帰すことができない事由による場合を除き、乙が納入期限までに納入物件の納入が終らないときは、甲は遅延損害金として、延滞日数1日につき契約金額の1,000分の1に相当する額を徴収することができる。
- 2 前項の規定は、納入遅延となった後に本契約が解除された場合であっても、解除の日までの日数に対して適用するものとする。

(契約の変更)

- 第12条 甲及び乙は、本契約の締結後、次の各号に掲げる事由が生じた場合は、甲乙合意のうえ本契約を変更することができる。ただし、次条による解除権の行使は妨げないものとする。
- 一 仕様書その他契約条件の変更。
  - 二 天災地変、著しい経済情勢の変動、不可抗力その他やむを得ない事由に基づく諸条件の変更。
  - 三 税法その他法令の制定又は改廃。
  - 四 価格に影響のある技術変更提案の実施。

(契約の解除等)

- 第13条 甲は、次の各号の一に該当するときは、乙に対する通知をもって、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- 一 乙が本契約条項に違反したとき。
  - 二 乙が天災地変その他不可抗力の原因によらないで、納入期限までに本契約の全部又は一部を履行しないか、又は納入期限までに完了する見込みがないとき。
  - 三 乙が甲の指示に従わないとき、その職務執行を妨げたとき、又は談合その他不正な行為があったと

き。

- 四 乙が破産宣告を受け、その他これに類する手続が開始したこと、資産及び信用の状態が著しく低下したと認められること等により、契約の目的を達することができないと認められるとき。
  - 五 天災地変その他乙の責に帰すことができない事由により、納入物件を納入する見込みがないと甲が認めたとき。
  - 六 乙が、甲が正当な理由と認める理由により、本契約の解除を申し出たとき。
- 2 乙は、甲がその責に帰すべき事由により、本契約上の義務に違反した場合は、相当の期間を定めて、その履行を催告し、その期間内に履行がないときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。
  - 3 乙の本契約違反の程度が著しく、または乙に重大な背信的言動があった場合、甲は第1項にかかわらず、催告せずに直ちに本契約の全部又は一部を無償解除することができる。
  - 4 甲は、第1項第1号乃至第4号又は前項の規定により本契約を解除する場合は、違約金として契約金額の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てる。）を乙に請求することができる。
  - 5 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項所定の違約金の額を超える場合において、甲がその超える部分について乙に対し次条に規定する損害賠償を請求することを妨げない。

#### （損害賠償）

- 第14条 乙は、乙の責に帰すべき事由によって甲又は第三者に損害を与えたときは、その被った通常かつ直接の損害を賠償するものとする。ただし、乙の負う賠償額は、乙に故意又は重大な過失がある場合を除き、第5条所定の契約金額を超えないものとする。
- 2 第11条所定の遅延損害金の有無は、前項に基づく賠償額に影響を与えないものとする。

#### （違約金及び損害賠償金の遅延利息）

- 第15条 乙が、第13条第4項の違約金及び前条の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を支払わなければならない。

#### （秘密保持及び個人情報）

- 第16条 甲及び乙は、相互に本契約の履行過程において知り得た相手方の秘密を他に漏洩せず、また本契約の目的の範囲を超えて利用しない。ただし、甲が、法令等、官公署の要求、その他公益的見地に基づいて、必要最小限の範囲で開示する場合を除く。
- 2 個人情報に関する取扱いについては、別添「個人情報の取扱いに関する特則」のとおりとする。
  - 3 前各項の規定は、本契約終了後も有効に存続する。

#### （納入物件の知的財産権）

- 第17条 納入物件に関する著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。）、本契約の履行過程で生じた発明（考案及び意匠の創作を含む。）及びノウハウを含む産業財産権（特許その他産業財産権を受ける権利を含む。）（以下「知的財産権」という。）は、乙又は国内外の第三者が従前から保有していた知的財産権を除き、第8条第3項の規定による請負業務完了の日をもって、乙から甲に自動的に移転するものとする。
- 2 納入物件に、乙又は第三者が従前から保有する知的財産権が含まれている場合は、前項に規定する移転の時に、乙は甲に対して非独占的な実施権、使用权、第三者に対する利用許諾権（再利用許諾権を含む。）、その他一切の利用を許諾したものとみなす。なお、その対価は契約金額に含まれるものとする。
  - 3 乙は、甲及び甲の許諾を受けた第三者に対し、納入物件に関する著作権者人格権、及び納入物件に対する著作権法第28条の権利、その他“原作品の著作権者／権利者”の地位に基づく権利主張は行わないものとする。

る。

(知的財産権の紛争解決)

- 第 18 条 乙は、納入物件に関し、甲及び国内外の第三者が保有する知的財産権（公告、公開中のものを含む。）を侵害しないことを保証するとともに、侵害の恐れがある場合、又は甲からその恐れがある旨の通知を受けた場合には、当該知的財産権に関し、甲の要求する事項及びその他の必要な事項について調査を行い、これを甲に報告しなければならない。
- 2 乙は、前項の知的財産権に関して権利侵害の紛争が生じた場合（私的交渉、仲裁を含み、法的訴訟に限らない。）、その費用と責任負担において、その紛争を処理解決するものとし、甲に対し一切の負担及び損害を被らせないものとする。
- 3 第 9 条の規定は、知的財産権に関する紛争には適用しない。また、前各項の規定は、本契約終了後も有効に存続する。

(成果の公表等)

- 第 19 条 甲は、請負業務完了の日以後、本契約に係る成果を公表、公開及び出版（以下「公表等」という。）することができる。
- 2 甲は、前項の規定に関わらず、乙の書面による承認を得て、請負業務完了前に成果の公表等を行うことができる。
- 3 乙は、成果普及のために甲が成果報告書等を作成する場合には、甲に協力する。
- 4 乙は、甲の書面による承認を得た場合は、本契約に係る成果を公表等することができる。この場合、乙はその方法、権利関係等について事前に甲と協議してその了解を得なければならない。なお、甲の要請がある場合は、甲と共同して行う。
- 5 乙は、前項に従って公表等しようとする場合には、著作権表示その他法が定める権利表示と共に「独立行政法人情報処理推進機構が実施する事業の成果」である旨を表示しなければならない。
- 6 本条の規定は、本契約終了後も有効に存続する。

(協議)

- 第 20 条 本契約に定める事項又は本契約に定めのない事項について生じた疑義については、甲乙協議し、誠意をもって解決する。

(その他)

- 第 21 条 本契約に関する紛争については、東京地方裁判所を唯一の合意管轄裁判所とする。

特記事項

(談合等の不正行為による契約の解除)

- 第 1 条 甲は、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。
- 一 本契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為を行ったことにより、次のイからハまでのいずれかに該当することとなったとき
- イ 独占禁止法第 49 条に規定する排除措置命令が確定したとき
- ロ 独占禁止法第 62 条第 1 項に規定する課徴金納付命令が確定したとき
- ハ 独占禁止法第 7 条の 2 第 18 項又は第 21 項の課徴金納付命令を命じない旨の通知があったとき

- 二 本契約に関し、乙の独占禁止法第 89 条第 1 項又は第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき
- 三 本契約に関し、乙（法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は第 198 条に規定する刑が確定したとき

（談合等の不正行為に係る通知文書の写しの提出）

第 2 条 乙は、前条第 1 号イからハまでのいずれかに該当することとなったときは、速やかに、次の各号の文書のいずれかの写しを甲に提出しなければならない。

- 一 独占禁止法第 61 条第 1 項の排除措置命令書
- 二 独占禁止法第 62 条第 1 項の課徴金納付命令書
- 三 独占禁止法第 7 条の 2 第 18 項又は第 21 項の課徴金納付命令を命じない旨の通知文書

（談合等の不正行為による損害の賠償）

第 3 条 乙が、本契約に関し、第 1 条の各号のいずれかに該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の 100 分の 10 に相当する金額（その金額に 100 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金（損害賠償額の予定）として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- 2 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。
- 3 第 1 項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。
- 4 第 1 項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。
- 5 乙が、第 1 項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年 5 パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（暴力団関与の属性要件に基づく契約解除）

第 4 条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- 一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（再請負契約等に関する契約解除）

第 5 条 乙は、本契約に関する再請負先等（再請負先（下請が数次にわたるときは、すべての再請負先を含

む。)並びに自己、再請負先が当該契約に関連して第三者と何らかの個別契約を締結する場合の当該第三者をいう。以下同じ。)が解除対象者(前条に規定する要件に該当する者をいう。以下同じ。)であることが判明したときは、直ちに当該再請負先等との契約を解除し、又は再請負先等に対し解除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が再請負先等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負先等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負先等との契約を解除せず、若しくは再請負先等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

#### (損害賠償)

第6条 甲は、第4条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第4条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。
- 3 乙が、本契約に関し、前項の規定に該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額(本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額)の100分の10に相当する金額(その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)を違約金(損害賠償額の予定)として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 4 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。
- 5 第2項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。
- 6 第3項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。
- 7 乙が、第3項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

#### (不当介入に関する通報・報告)

第7条 乙は、本契約に関して、自ら又は再請負先等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負先等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、双方記名押印の上、甲、乙それぞれ1通を保有する。

2019年〇月〇日

甲 東京都文京区本駒込二丁目28番8号  
独立行政法人情報処理推進機構  
理事長 富田 達夫

乙 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇〇号  
株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇  
代表取締役 〇〇 〇〇

## 個人情報の取扱いに関する特則

### (定義)

第1条 本特則において、「個人情報」とは、業務に関する情報のうち、個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる記述、個人別に付された番号、記号その他の符号又は画像もしくは音声により当該個人を識別することのできるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をいい、秘密であるか否かを問わない。以下各条において、「当該個人」を「情報主体」という。

### (責任者の選任)

第2条 乙は、個人情報を取扱う場合において、個人情報の責任者を選任して甲に届け出る。

2 乙は、第1項により選任された責任者に変更がある場合は、直ちに甲に届け出る。

### (個人情報の収集)

第3条 乙は、業務遂行のため自ら個人情報を収集するときは、「個人情報の保護に関する法律」その他の法令に従い、適切且つ公正な手段により収集するものとする。

### (開示・提供の禁止)

第4条 乙は、個人情報の開示・提供の防止に必要な措置を講じるとともに、甲の事前の書面による承諾なしに、第三者（情報主体を含む）に開示又は提供してはならない。ただし、法令又は強制力ある官署の命令に従う場合を除く。

2 乙は、業務に従事する従業員以外の者に、個人情報を取り扱わせてはならない。

3 乙は、業務に従事する従業員のうち個人情報を取り扱う従業員に対し、その在職中及びその退職後においても個人情報を他人に開示・提供しない旨の誓約書を提出させるとともに、随時の研修・注意喚起等を実施してこれを厳正に遵守させるものとする。

### (目的外使用の禁止)

第5条 乙は、個人情報を業務遂行以外のいかなる目的にも使用してはならない。

### (複写等の制限)

第6条 乙は、甲の事前の書面による承諾を得ることなしに、個人情報を複写又は複製してはならない。ただし、業務遂行上必要最小限の範囲で行う複写又は複製については、この限りではない。

### (個人情報の管理)

第7条 乙は、個人情報を取り扱うにあたり、本特則第4条所定の防止措置に加えて、個人情報に対する不正アクセスまたは個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等のリスクに対し、合理的な安全対策を講じなければならない。

2 乙は、前項に従って講じた措置を、遅滞なく甲に書面で報告するものとする。これを変更した場合も同様とする。

3 甲は、乙に事前に通知の上乙の事業所に立入り、乙における個人情報の管理状況を調査することができる。

4 前三項に関して甲が別途に管理方法を指示するときは、乙は、これに従わなければならない。

5 乙は、業務に関して保管する個人情報（甲から預託を受け、或いは乙自ら収集したものを含む）について甲から開示・提供を求められ、訂正・追加・削除を求められ、或いは業務への利用の停止を求められた場合、直ちに且つ無償で、これに従わなければならない。

(返還等)

第 8 条 乙は、甲から要請があったとき、又は業務が終了（本契約解除の場合を含む）したときは、個人情報に含まれるすべての物件（これを複写、複製したものを含む。）を直ちに甲に返還し、又は引き渡すとともに、乙のコンピュータ等に登録された個人情報のデータを消去して復元不可能な状態とし、その旨を甲に報告しなければならない。ただし、甲から別途に指示があるときは、これに従うものとする。

2 乙は、甲の指示により個人情報が含まれる物件を廃棄するときは、個人情報が判別できないよう必要な処置を施した上で廃棄しなければならない。

(記録)

第 9 条 乙は、個人情報の受領、管理、使用、訂正、追加、削除、開示、提供、複製、返還、消去及び廃棄についての記録を作成し、甲から要求があった場合は、当該記録を提出し、必要な報告を行うものとする。

2 乙は、前項の記録を業務の終了後 5 年間保存しなければならない。

(再請負)

第 10 条 乙が甲の承諾を得て業務を第三者に再請負する場合は、十分な個人情報の保護水準を満たす再請負先を選定するとともに、当該再請負先との間で個人情報保護の観点から見て本特則と同等以上の内容の契約を締結しなければならない。この場合、乙は、甲から要求を受けたときは、当該契約書面の写しを甲に提出しなければならない。

2 前項の場合といえども、再請負先の行為を乙の行為とみなし、乙は、本特則に基づき乙が負担する義務を免れない。

(事故)

第 11 条 乙において個人情報に対する不正アクセスまたは個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等の事故が発生したときは、当該事故の発生原因の如何にかかわらず、乙は、ただちにその旨を甲に報告し、甲の指示に従って、当該事故の拡大防止や収拾・解決のために直ちに応急措置を講じるものとする。なお、当該措置を講じた後ただちに当該事故及び応急措置の報告並びに事故再発防止策を書面により甲に提示しなければならない。

2 前項の事故が乙の本特則の違反に起因する場合において、甲が情報主体又は甲の顧客等から損害賠償請求その他の請求を受けたときは、甲は、乙に対し、その解決のために要した費用（弁護士費用を含むがこれに限定されない）を求償することができる。なお、当該求償権の行使は、甲の乙に対する損害賠償請求権の行使を妨げるものではない。

3 第 1 項の事故が乙の本特則の違反に起因する場合は、本契約が解除される場合を除き、乙は、前二項のほか、当該事故の善後策として必要な措置について、甲の別途の指示に従うものとする。

以上